

令和5年12月

荷主の皆様へ

一般社団法人愛媛県トラック協会  
会長 御手洗 安

陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛媛県支部  
支部長 西岡 齊

## 荷役作業時における労働災害防止について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和4年は、愛媛第13次労働災害防止推進計画の最終年度でありましたが、死傷災害は前年を上回り、「陸上貨物運送業」においても死傷災害が高止まり傾向で推移し、目立った減少に至っておりません。

特に、休業4日以上<sup>の</sup>死傷災害における約7割が「荷役作業」時に発生、そのうち約7割が荷主企業の事業場内で発生しており、中でも荷役作業時の労働災害の「墜落・転落」は約3割と最多であり、その多くがトラックに起因するもので陸上貨物運送業では労働災害防止対策が急務であります。

厚生労働省では「荷役運搬関係の作業における労働災害防止対策」を重点的に進めるために、労働安全衛生規則を改正して「昇降設備の設置・保護帽の着用（令和5年10月施行）」及び「テールゲートリフターの操作に係る特別教育（令和6年2月施行）」を義務付けるとともに「陸上貨物運送事業における荷役災害の安全対策ガイドライン（令和5年3月改訂）」では陸上貨物運送事業者及び荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）が一丸となって取り組むべき事項として示されております。

また、愛媛労働局でも「愛媛第14次労働災害防止推進計画」を策定し、令和9年までに“道路貨物運送業の死傷者数を令和4年と比較して5%減少させる”目標を掲げ、その達成に向けて積極的に対応されております。

それらの背景もあり、陸災防愛媛県支部といたしましても毎年2月を「荷役災害防止強化月間」とし、2月8日9日を「荷役災害防止の日」と制定し、労働行政及び各災防団体等と連携して労働安全衛生に関する諸活動について自主的に取り組んでおりますが、荷主の皆様方のご理解ご協力が必要不可欠となりますので、陸運事業者における荷役作業時の労働災害の防止に向けて特段のご配慮をよろしくお願い致します。

敬具